

公立大学法人神戸市外国語大学公益通報取扱規程

2007年4月1日

規程第102号

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。）の規定に基づき、公立大学法人神戸市外国語大学（以下「法人」という。）における組織的又は個人的な犯罪行為及び法令違反行為等に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、公益通報をする者の保護を図り、不正防止の自浄作用の向上と、法令遵守を推進することを目的とする。

(通報窓口)

第1条の2 公益通報に関わる通報窓口は、大学監査室長とする。

(外部通報窓口)

第1条の3 前条にかかわらず、理事長は外部通報窓口を別途設けることとする。外部通報窓口の業務に従事する者は、法人と利害関係を有せず、弁護士資格を有する者又は弁護士法人とする。

(通報対象となる行為)

第1条の4 この規程において、通報等の対象となる行為（以下「通報対象行為」という。）は、当法人の事務又は事業に係る次に掲げる行為をいう。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 職務の執行に当たって遵守すべき、業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為
- (3) 放置しておくことにより前2号に規定する行為につながるおそれのある行為

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、通報対象行為にあたらぬものとする。

- (1) 通報等の時点において、通報対象行為が既に終結し、かつその原因又は対象が存在しないなど、当該通報対象行為の再現又は是正が見込めないもの
- (2) 訴訟、和解、あっせん、調停、その他の紛争の解決に関する手続に現に係属しているもの
- (3) 当該通報対象行為に関する調査が実施され、又は実施が予定されているもの
- (4) 通報等の内容が具体性や客観性に欠け、十分な調査を行うために必要な事実の適示がなされていないもの
- (5) 過去に同一の通報者からの同一の趣旨の通報が行われているもの
- (6) 苦情、要望又は意見に類するもの（通報相談窓口以外の窓口で受け付けること等によって処理を図ることが適当と認められるものを含む。）であるもの

(通報及び相談)

第2条 法人に勤務する役員、教員、職員、非常勤講師、契約職員、再雇用職員、パ

一ト職員及び派遣労働者並びに退職者（退職1年以内に限る。）並びに学生（学部生，大学院生，留学生，研究生等法人が設置する教育機関で教育及び研究指導を受ける者）並びに法人と取引を行っている事業者（以下「職員等」という。）は，通報対象行為があると思料するときは，大学監査室長又は外部通報窓口（以下「監査室長等」という。）に対し，電話，文書の送付，面談その他適切な方法により，その旨を通報し，又は相談することができる。

（通報者の責務）

第3条 通報者は，客観的かつ具体的な根拠を示して通報を行う場合を除き，氏名及び所属を明らかにして通報を行わなければならない。

2 通報者は，通報を行うに当たっては，自己の利益を不当に得る目的，他の職員等を誹謗中傷する目的その他第三者に損害を与える目的で通報（以下「違反通報」という。）してはならない。

（調査の実施）

第4条 大学監査室長は，通報を受けたときは，当該通報について調査しなければならない。

2 氏名及び所属を明らかにした通報を受けた監査室長等は，当該通報に係る調査を行うかどうかを速やかに決定し，通報者に通知（調査を行わないときはその理由も含む。）するものとする。

3 大学監査室長は，必要に応じて調査チームを設置し，調査を行うものとする。

4 外部通報窓口は，通報等があったときは，速やかに大学監査室長へ当該通報の内容を通知する。

5 監査室長等は，必要と判断したときは，通報者（匿名による通報等を行った者を除く。）に対して，情報又は資料の提供を求めることができる。

（協力義務）

第5条 職員等は，監査室長等の調査に協力しなければならない。

（是正処置等）

第6条 調査の結果，不正行為が明らかになったときには，大学監査室長は直ちに理事長又は学長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた理事長又は学長は，速やかに是正措置及び再発防止措置を講じるとともに，当該行為に関与した職員等に対し，懲戒処分手続きなど必要な措置を講じなければならない。

3 外部通報窓口にあった通報等に関しては，大学監査室長は，前2項に規定する調査の経過及び結果及び講じた措置について，外部通報窓口に報告するものとする。この場合において，外部通報窓口は，大学監査室長に対し，当該報告を行うよう要請することができる。

4 監査室長等は，調査の結果及び講じた措置について，利害関係人の秘密，信用，

名誉及びプライバシーその他の事項に配慮しながら、通報者（氏名及び所属を明らかにした者に限る。）に通知するものとする。

（通報者の保護）

第7条 通報者及び相談者は、違反通報である場合を除き、通報又は相談をしたこと
によって、いかなる不利益な取扱も受けない。

2 理事長又は学長は、通報、相談又は調査への協力を行った職員等に対し、そのことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

3 理事長又は学長は、前2項に定める不利益取扱があったと認められる場合は、当該不利益取扱を受けた職員その他関係者に対して適切な救済及び回復のための措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第8条 この規程に定める業務に携わる者は、通報又は相談された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

2 職員及びその他関係者は、通報者を探索し、又は通報等の処理以外の目的で通報等の処理に関する秘密及び個人情報を収集してはならない。

（利益相反関係の排除）

第9条 大学監査室長は、自らが直接関与している通報対象行為に関する通報等の処理に関与してはならない。

2 前項の規定により当該通報の処理から除外された場合、法人監査室長がその職務を代理する。

（雑則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年11月1日から施行する。